

回 覧

耐震相談会（無料）を実施します！

お住まいの住宅（木造）の 耐震についてご相談ください。



板倉町ではお住まいの住宅の耐震について疑問や不安をお持ちのかたや、リフォームなどにあわせて耐震改修をご検討のかたなどを対象に、木造住宅耐震診断者による無料耐震相談会を開催します。

令和6年の能登半島地震では、多くの木造住宅が被害に遭われました。ご不安に思われる方は是非、この機会にご相談ください。

日 時	令和7年11月8日（土曜日） 午前10時から午後3時まで <u>※予約制です</u>
場 所	<u>板倉町役場 1階 中会議室1</u>
対 象	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に お住まいの方
相 談 料	無 料
相談時間	1人あたり1時間程度
定 員	4人 <u>※定員になり次第、締め切ります。</u>
申込方法	電話又は下記窓口でお申し込みください。

※住宅の間取り図（手書き可）と写真を、相談会当日ご持参ください。

お問い合わせ・お申し込み先：都市建設課 計画管理係
電話 82-6151

◎このほか、町では令和7年度より耐震に関する支援事業を
拡充しました。裏面もぜひご覧ください。

板倉町の耐震支援事業について

板倉町では地震に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、表面でご案内した木造住宅への耐震診断者派遣のほか、耐震性の低い木造住宅に耐震改修等を行うかたや、危険なブロック塀等を撤去するかたに補助金を交付するなど、各種耐震支援事業を実施しています。ぜひご利用ください。

◎木造住宅耐震改修補助金

事業内容	住宅全体の耐震改修を支援します。
補助金額	上限 100 万円 補助対象工事に要した費用の 5 分の 4 以内（1,000 円未満切り捨て）
補助対象住宅	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造一戸建ての住宅または併用住宅で、精密な診断の結果、倒壊する可能性があるまたは高いと診断されたもの
補助対象工事	耐震性の向上（住宅全体が倒壊しないまたは一応倒壊しなくなる）を目的とした工事（耐震補強設計が必要です）

◎木造住宅耐震部分改修補助金（令和 7 年度新設）

事業内容	2 階建て建物の 1 階部分の耐震改修を支援します。
補助金額	上限 40 万円 補助対象工事に要した費用の 2 分の 1 以内（1,000 円未満切り捨て）
補助対象住宅	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された 2 階建ての木造一戸建ての住宅または併用住宅で、精密な診断の結果、倒壊する可能性があるまたは高いと診断されたもの
補助対象工事	1 階部分の耐震性の向上（倒壊しないまたは一応倒壊しなくなる）を目的とした工事（耐震補強設計が必要です）

◎木造住宅耐震シェルター等設置補助金（令和 7 年度新設）

事業内容	耐震シェルターの設置を支援します。
補助金額	上限 30 万円 耐震シェルター等の設置費用の 2 分の 1 以内（1,000 円未満切り捨て）
補助対象住宅	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造一戸建ての住宅または併用住宅で、診断の結果、倒壊する可能性があるまたは高いと診断されたもの
補助対象工事	補助対象住宅に耐震シェルター等を設置する工事

◎危険ブロック塀等撤去費補助金（令和 7 年度新設）

事業内容	危険なブロック塀等の撤去を支援します。
補助金額	上限 20 万円 危険なブロック塀撤去費用の 2 分の 1 以内（1,000 円未満切り捨て）
補助対象	道路沿いの塀等で、調査の結果危険なブロック塀等と判定されたもの
補助対象工事	危険と判定されたブロック塀等を撤去する工事

※詳細については都市建設課計画管理係にお問い合わせください。また、補助金の利用にあたりましては、事前にご相談をお願いします。